証券コード：6513
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都豊島区高田１丁目18番１号
オリジン電気株式会社
代表取締役社長　妹　尾　一　宏

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後４時30分までに到着するようご返送賜りたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都豊島区高田１丁目18番１号
当本社会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第114期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第114期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　役員賞与支給の件

以　上

〜〜〜

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動や円安による物価上昇など個人消費が依然として低迷しているものの、政府の経済政策や日本銀行による金融政策を背景に、企業収益や雇用環境の改善などがみられ、景気は総じて穏やかな回復傾向で推移いたしました。

このような中、当連結会計年度の売上高は、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業並びにコンポーネント事業の精密機構部品が好調に推移し前期比で大幅増収となり、366億２千５百万円（前期比18.1%増）となりました。

利益面におきましては、営業利益29億４千１百万円（前期比242.0%増）、営業外収益に為替差益３億８千４百万円を計上したことにより、経常利益34億９千８百万円（前期比230.2%増）となりました。特別損失に本社及び本社工場移転等に伴う減損損失２億２千８百万円並びに本社及び本社工場建屋の解体に伴う固定資産解体費用引当金繰入額４億１千５百万円を計上しましたが、繰延税金資産の計上による法人税等調整額10億５千６百万円のマイナス等により、当期純利益は28億７千２百万円（前期比494.4%増）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申しあげます。

〔エレクトロニクス事業〕

エレクトロニクス事業の売上高は前期比34.7%増の94億４千９百万円（総売上高の25.8%）となりました。

製品別の内訳では、通信用電源においてはスマートフォン、タブレット等の携帯端末の通信品質向上に伴う投資の増加で、無線基地局用電源の販売が好調に推移しました。また、高圧関連電源では、液晶ディスプレイ・半導体製造装置向けが新製品に対応した製造設備の投資増加で順調に推移しましたほか、医療用電源も堅調な販売となりました。

〔メカトロニクス事業〕

メカトロニクス事業の売上高は前期比133.6%増の56億６千３百万円（総売上高の15.4%）となりました。

MDBが前期からの一服感を脱したことに加えて、自動車部品向け大型溶接機が好調に推移し、また光通信関連市場の活況が続き光半導体用小型溶接機も計画以上に伸長したことから、大幅な売上増となりました。

〔ケミトロニクス事業〕

ケミトロニクス事業の売上高は前期比3.5%減の114億８千８百万円（総売上高の31.4%）となりました。

グループ全体では自動車分野、化粧品分野、アミューズメント分野で売上増となりましたが、情報家電分野においては日系メーカーのパソコン事業撤退やコンパクトデジタルカメラの需要減が大きく影響し全体としては売上減となりました。

〔コンポーネント事業〕

コンポーネント事業の売上高は前期比3.6%増の100億２千４百万円（総売上高の27.4%）となりました。

半導体デバイスは、医療機器・遊技機向け製品が堅調に推移しましたが、環境関連市場向けパワーデバイスの減少とデジタルカメラ向けディスクリート製品の販売低迷により、売上高は前期比21.1%減の29億４千８百万円(総売上高の8.1%)となりました。

精密機構部品は、複写機・プリンタ関連とATMなどの金融機器関連向け製品が需要増加し、好調に推移したことに加え、期後半の円安効果もあり売上高は前期比19.2%増の70億７千５百万円（総売上高の19.3%）となりました。

事業の種類別売上高の推移

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比増減率
エレクトロニクス事業(百万円)	9,449	7,013	34.7%
メカトロニクス事業(百万円)	5,663	2,424	133.6%
ケミトロニクス事業(百万円)	11,488	11,901	△3.5%
コンポーネント事業(百万円)	10,024	9,671	3.6%
合計(百万円)	36,625	31,011	18.1%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、本社及び本社工場移転に伴う新棟建設を中心に総額16億１千５百万円を投資しております。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な財務戦略をとり、資金の効率的な調達を行うため、平成26年９月19日に取引銀行７行と総額50億円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

当連結会計年度末における特定融資枠契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

特定融資枠契約の総額	5,000百万円
当連結会計年度末借入実行残高	500百万円
差引残高	4,500百万円

(2) 財産及び損益の状況

期別 / 項目	第111期（平成24年３月期）	第112期（平成25年３月期）	第113期（平成26年３月期）	第114期（当連結会計年度）（平成27年３月期）
売上高（百万円）	28,755	39,507	31,011	36,625
経常利益（百万円）	737	3,384	1,059	3,498
当期純利益（百万円）	166	1,288	483	2,872
１株当たり当期純利益（円）	4.99	38.63	14.49	86.15
総資産（百万円）	37,842	35,596	39,529	42,628
純資産（百万円）	16,374	18,326	20,314	25,693

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北海道オリジン株式会社	300	100	半導体デバイス及び精密機構部品の製造
埼玉オリジン株式会社	30	100	電源機器の製造
東邦化研工業株式会社	10	100	合成樹脂塗料の製造及び販売
	万米ドル		
上海欧利生東邦塗料有限公司	602	60	合成樹脂塗料の製造及び販売
欧利生塗料（天津）有限公司	585	88 (29)	合成樹脂塗料の製造及び販売
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司	300	60	合成樹脂塗料の製造及び販売
欧利晶精密机械（上海）有限公司	80	100	精密機構部品の製造及び販売
	千タイバーツ		
オリジン・イーソン・ペイント株式会社	30,000	45	合成樹脂塗料の製造及び販売

（注）当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率であり、内数となっております。

(4) 対処すべき課題

当社は当連結会計年度において経常利益、当期純利益の黒字を達成いたしました。引き続き経常的に利益を確保できる経営体制の確立を目指してまいります。

事業セグメント毎の具体的な施策は以下のとおりです。

［エレクトロニクス事業］

通信用電源や高電圧電源での独自技術による高付加価値製品のタイムリーな開発・市場投入を図るとともに、市場が拡大するエネルギー分野や医療分野での営業展開で売上の拡大を目指します。また、生産販売システムの再構築により、子会社や関連会社の業務の効率化を図り、生産性向上、原価低減に努めます。

［メカトロニクス事業］

MDBの中国市場への拡販と自動車部品用大型溶接機及び光半導体用小型溶接機の伸長を図ります。また新製品である真空ソルダリングシステムのシリーズ化と本格販売、次の柱となる大型新製品の開発を推進し、安定的な売上と成長を目指します。

［ケミトロニクス事業］

① 国内

自動車関係の販売及び技術体制を強化して更なる拡販を目指します。意匠性塗料の拡大を図りながら機能性塗料を中心とした新規市場、顧客の開拓を推進して参ります。

② 海外

連結子会社（中国３拠点、タイ１拠点）及び技術提携先も含めたグローバルな品質管理強化を図るとともにインドネシア及びメキシコの体制強化を進めて参ります。

［コンポーネント事業］

① 半導体デバイス

注力市場・製品に重点を絞った技術開発・拡販活動と生産品種の絞り込みによる効率的な生産活動を進め、利益改善を図ります。

② 精密機構部品

新製品の上市・拡販・既存製品の応用展開（改良、品質向上、原価低減）、グローバル展開により更なる売上拡大を図るとともに、それに伴う体制の見直し、強化を図ります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社11社及び関連会社３社で構成されており、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、ケミトロニクス事業、コンポーネント事業を展開しております。

主要製品の製造及び販売は次のとおりであります。

部門		製品名
エレクトロニクス事業	電源機器	各種直流電源機器、無停電電源機器、直流高電圧電源機器
メカトロニクス事業	システム機器	コンデンサ式抵抗溶接機、光ディスク記録膜・保護膜塗布装置（スピンコータ）、BD製造装置、光学デバイス貼合せ装置（MDB）、真空ソルダリングシステム及び各種システム機器
ケミトロニクス事業	合成樹脂塗料	プラスチック用塗料、プラスチック用水系塗料、非鉄金属用塗料、UV硬化塗料、触感塗料、真空蒸着用塗料
コンポーネント事業	半導体デバイス	高速ダイオード、整流ダイオード、ショットキーバリアダイオード、サージ吸収素子等の半導体及びその複合モジュール
	精密機構部品	ミニチュアベアリング、ワンウェイクラッチ、トルクリミッタ、小型メカニカル製品及びその複合品

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

名称		所在地
オリジン電気株式会社	本社及び工場	東京都豊島区
	間々田工場	栃木県小山市
	瑞穂工場	東京都西多摩郡瑞穂町
	大阪支店	大阪市北区
	名古屋支店	名古屋市中村区
	台湾支店	台湾桃園縣桃園市
北海道オリジン株式会社（子会社）	本社及び工場	北海道三笠市
埼玉オリジン株式会社（子会社）	本社及び工場	埼玉県比企郡吉見町
	第二工場	茨城県結城市
東邦化研工業株式会社（子会社）	本社及び工場	東京都足立区
上海欧利生東邦塗料有限公司（子会社）	本社及び工場	中国上海市
欧利生塗料（天津）有限公司（子会社）	本社及び工場	中国天津市
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司（子会社）	本社及び工場	中国東莞市
欧利晶精密机械（上海）有限公司（子会社）	本社及び工場	中国上海市
オリジン・イーソン・ペイント株式会社（子会社）	本社及び工場	タイ国バンコク市

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,247（260）名	△18（△33）名

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
736（36）名	△14（2）名	44.4歳	15.8年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	955百万円
株式会社りそな銀行	404百万円
明治安田生命保険相互会社	294百万円
みずほ信託銀行株式会社	197百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　133,000,000株
② 発行済株式の総数　33,499,931株
③ 株主数　4,958名
④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,880千株	5.63%
株式会社みずほ銀行	1,656千株	4.96%
オリジン電気協力会持株会	1,556千株	4.66%
明治安田生命保険相互会社	1,513千株	4.53%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	853千株	2.56%
株式会社りそな銀行	780千株	2.34%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	768千株	2.30%
トーア再保険株式会社	606千株	1.82%
みずほ信託銀行株式会社	523千株	1.57%
ＪＵＫＩ株式会社	479千株	1.43%

（注）１．持株数の千株未満は、切り捨てております。
２．持株比率は自己株式（119,492株）を控除して計算しております。
３．持株比率は、小数点第３位以下を四捨五入しております。
４．株式会社みずほ銀行及びその共同保有者である、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社から、平成26年５月22日付の変更報告書の写しの送付があり、平成26年５月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の持株数を上記大株主の状況に記載しております。
なお、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者である、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町１丁目５番５号	1,656千株	4.94%
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町１丁目５番１号	82千株	0.24%
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲１丁目２番１号	967千株	2.89%

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	妹尾一宏	
専務取締役	佐藤　登	社長補佐（兼）内部監査室担当
取締役常務執行役員	篠原信一	研究開発本部長（兼）メカトロニクス事業部長
取締役上席執行役員	高木克征	管理本部長
取締役執行役員	源島康広	エレクトロニクス事業部長
取締役執行役員	門脇　賢	コンポーネント事業部長（兼）間々田工場長 欧利晶精密机械（上海）有限公司董事長
取締役執行役員	樋口淳一	ケミトロニクス事業部長 上海欧利生東邦塗料有限公司董事長 欧利生塗料（天津）有限公司董事長 欧利生東邦塗料（東莞）有限公司董事長
取締役執行役員	戸塚晶一	エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）営業部長（兼）大阪支店担当
取締役執行役員	山本誠司	経営企画部長
常勤監査役	津吹　茂	
常勤監査役	光内俊雄	サンビル株式会社非常勤監査役
常勤監査役	佐藤信人	

（注）１．常勤監査役津吹　茂氏及び常勤監査役光内俊雄氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．取締役柏木俊雄氏及び取締役藤澤　実氏は、平成26年６月26日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任いたしました。
３．常勤監査役津吹　茂氏は、明治安田生命保険相互会社において長年にわたり財務部門に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見と幅広い見識を有するものであります。
４．常勤監査役光内俊雄氏は、サンビル株式会社の非常勤監査役として監査業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．社外監査役津吹　茂氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。
６．当社は、適切なコーポレート・ガバナンス体制構築を目的として、社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額
取　締　役	11名	135百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	38百万円 （25百万円）
合　計	14名	173百万円

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第106期定時株主総会において年額２億3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第106期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。
4．上記の取締役及び監査役の支給人員には平成26年６月26日開催の第113期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
5．支給額には、平成27年６月26日開催の第114期定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定が、以下の通り含まれております。
・取締役９名　2,429万円
・監査役３名　　400万円（うち社外監査役２名　270万円）

③ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

監査役光内俊雄氏は、サンビル株式会社の非常勤監査役を兼務しております。

サンビル株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（８回開催）	
	出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率
監査役　津　吹　　茂	19回	95%	８回	100%
監査役　光　内　俊　雄	20回	100%	８回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役津吹　茂氏は、当該事業年度開催の取締役会、監査役会に出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行なっております。

監査役光内俊雄氏は、当該事業年度開催の取締役会、監査役会の全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行なっております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　協立監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいた監査役会の決定により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、オリジン電気グループ行動憲章を定め、当社グループ全体に周知徹底させる。

ロ．「コンプライアンス委員会」を設置し、担当取締役を置き、「コンプライアンス基本規程」を定め、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、それを実施する。

ハ．当社グループの取締役及び使用人に対し、研修、マニュアル作成・配布を行うこと等により、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

ニ．「内部通報規程」を定め、組織的または個人的な法令違反行為等の通報を受ける窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。

　会社は、通報したことを理由として通報者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

ホ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．重要な意思決定及び報告に関しては、議事録や稟議書等の文書の作成、保存及び廃棄に関する基本的管理事項を「文書取扱規程」に定め対応する。

ロ．情報管理については、「情報管理規程」の他、法令・社内規程に基づき、基本方針を定め、対応する。

ハ．取締役及び監査役は、「文書取扱規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置し、担当取締役を置き、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

ロ．各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。また各事業部門長は、定期的もしくは取締役会の要請に応じて、リスク管理の状況を取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．定例の取締役会を毎月２回開催し、重要事項を決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

　また、業務の運営については、３ヵ年事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。各事業部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

ロ．代表取締役社長・担当取締役及び各事業部門長を中心とした幹部会議を毎月２回開催し、各部門の業務執行に関し、報告、課題の提起、協議または調整を行う。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．オリジン電気グループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとる。また、子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。

ロ．監査役及び内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告する。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、担当取締役を置き、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、整備、運用、評価及び継続的な見直しを行う。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき使用人の設置の必要性が生じた場合、または監査役からの要求があるときは速やかに監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役からの独立性を含めて、取締役と監査役が協議決定する。

ロ．人事等については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社及び当社グループの取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

ロ．前号に従い、監査役への報告を行った当社及び当社グループの取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

ハ．監査役からその職務の執行について生じる費用の前払い、または債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、各委員会や幹部会などの会議に出席するとともに、稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じてその説明を求めることとする。

ロ．監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見の交換、情報の聴取等を行うなど連携を図る。
ハ．代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効率的な監査の遂行を図る。

(6) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉が必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ．当社経営理念

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、

人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、
・世界から情報が集まる「開かれた企業」となろう
・オンリーワン技術を磨く「独自性のある企業」となろう
・先端技術を担う社員の「自己実現の場である企業」となろう
を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めております。

ロ．中期経営計画に基づく取組み

当社グループは2013年４月１日開始年度から新たな３ヵ年中期経営計画を策定しております。その内容は次のとおりであります。

『世界に飛躍、New Origin!～そして技術再生と構造改革、100年企業を目指して～』を掲げ、伸びる市場で通用する技術・製品を進化させ拡販に努め、また、国内再整備を具体化させ、収益基盤を強化してまいります。

その基本方針は以下のとおりであります。

① グローバル展開の進化
- アジア地域の営業基盤を拡大させ、生産体制や販売の拡充を推進します。
- 加えて、北米・中南米などのエリア拡大を推進します。
- 国内・海外の連携を更に強化させ、拡販活動に努めます。

② 技術再生の推進
- 環境、エネルギー、医療分野において新製品開発を加速させます。
- 新市場、新規分野にチャレンジし、新製品を積極的に開発します。
- コスト競争力と品質確保を貫き、高品質・高信頼性確保に努めます。

③ 構造改革の推進
- BCPを意識した国内再整備と最適生産場所の構築を推進します。

④ 人財育成
- 教育・研修を充実させ、技術スキルの伝承とグローバル人財を養成します。
- 開発、生産技術・検査の意識改革を進め、品質向上に努めます。

⑤ 財務基盤の強化
- キャッシュ・フロー重視で健全な財務体質を維持します。
- 国内外グループの財務ガバナンスを強化します。

ハ．コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化等による企業価値向上への取組み

当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、

コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、当初平成20年６月27日開催の当社第107期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入いたしました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、従前の買収防衛策の一部語句の修正（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することについて、株主の皆様に直近、平成26年６月26日開催の当社第113期定時株主総会においてご承認をいただいております。

イ．本プランの目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、平成26年６月26日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただき、対応策の内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

ロ．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）といいます。

ハ．独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

ニ．大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ホ．大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には対応措置をとることがあります。また、当該取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主総会を開催することとします。

ヘ．本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、平成26年６月26日の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しており、その有効期限は平成29年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までの３年間となっております。

ただし、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会において承認可決を得ることとします。

また、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

ロ．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

ハ．株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年６月26日開催の当社定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただいており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

ニ．独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ．デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を１年としており、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以　上

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	27,534	流動負債	11,050
現金及び預金	8,491	支払手形及び買掛金	6,885
受取手形及び売掛金	11,153	短期借入金	500
商品及び製品	1,466	１年内返済予定の長期借入金	530
仕掛品	3,859	未払法人税等	318
原材料及び貯蔵品	1,962	賞与引当金	555
繰延税金資産	410	役員賞与引当金	28
その他	204	その他	2,233
貸倒引当金	△15	固定負債	5,884
固定資産	15,093	長期借入金	1,307
有形固定資産	9,360	退職給付に係る負債	4,092
建物及び構築物	2,614	固定資産解体費用引当金	415
機械装置及び運搬具	836	その他	69
土地	4,298	負債合計	16,935
建設仮勘定	1,051	（純資産の部）	
その他	559	株主資本	19,919
無形固定資産	821	資本金	6,103
投資その他の資産	4,912	資本剰余金	3,454
投資有価証券	4,370	利益剰余金	10,449
長期貸付金	16	自己株式	△88
繰延税金資産	223	その他の包括利益累計額	2,989
その他	402	その他有価証券評価差額金	1,590
貸倒引当金	△101	為替換算調整勘定	1,398
		少数株主持分	2,784
		純資産合計	25,693
資産合計	42,628	負債・純資産合計	42,628

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		36,625
売上原価		26,978
売上総利益		9,646
販売費及び一般管理費		6,705
営業利益		2,941
営業外収益		
受取利息及び配当金	176	
為替差益	384	
その他の営業外収益	120	681
営業外費用		
支払利息	34	
その他の営業外費用	89	123
経常利益		3,498
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	47	
固定資産売却損	47	
減損損失	228	
固定資産解体費用引当金繰入額	415	
関係会社株式評価損	49	787
税金等調整前当期純利益		2,711
法人税、住民税及び事業税	689	
法人税等調整額	△1,056	△367
少数株主損益調整前当期純利益		3,078
少数株主利益		206
当期純利益		2,872

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,103	3,454	6,540	△85	16,013
会計方針の変更による累積的影響額			1,255		1,255
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,103	3,454	7,795	△85	17,268
当期変動額					
剰余金の配当			△216		△216
従業員奨励福利基金			△1		△1
当期純利益			2,872		2,872
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	2,654	△3	2,650
当期末残高	6,103	3,454	10,449	△88	19,919

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	897	849	1,747	2,554	20,314
会計方針の変更による累積的影響額					1,255
会計方針の変更を反映した当期首残高	897	849	1,747	2,554	21,570
当期変動額					
剰余金の配当					△216
従業員奨励福利基金					△1
当期純利益					2,872
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	692	549	1,242	229	1,472
当期変動額合計	692	549	1,242	229	4,122
当期末残高	1,590	1,398	2,989	2,784	25,693

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**18,728**	**流動負債**	**9,546**
現金及び預金	3,635	支払手形	1,185
受取手形	2,658	買掛金	4,874
売掛金	6,259	短期借入金	500
商品及び製品	1,025	１年内返済予定の長期借入金	530
仕掛品	3,535	リース債務	31
原材料及び貯蔵品	967	未払金	460
前払費用	22	未払費用	564
繰延税金資産	311	未払法人税等	232
短期貸付金	35	前受金	76
未収入金	191	預り金	29
その他	93	預り保証金	262
貸倒引当金	△7	賞与引当金	450
固定資産	**14,574**	役員賞与引当金	28
有形固定資産	**7,255**	設備関係支払手形	159
建物	1,071	その他	160
構築物	40	**固定負債**	**5,542**
機械及び装置	469	長期借入金	1,307
車両運搬具	5	リース債務	47
工具、器具及び備品	339	退職給付引当金	3,760
土地	4,201	固定資産解体費用引当金	415
リース資産	76	その他	11
建設仮勘定	1,050	**負債合計**	**15,088**
無形固定資産	**385**	**（純資産の部）**	
借地権	7	**株主資本**	**16,631**
ソフトウエア	201	**資本金**	**6,103**
ソフトウエア仮勘定	126	**資本剰余金**	**3,454**
その他	48	資本準備金	1,600
投資その他の資産	**6,934**	その他資本剰余金	1,854
投資有価証券	3,714	**利益剰余金**	**7,141**
関係会社株式	1,237	その他利益剰余金	7,141
関係会社出資金	1,054	繰越利益剰余金	7,141
長期貸付金	337	**自己株式**	**△68**
破産更生債権等	13	**評価・換算差額等**	**1,583**
長期前払費用	26	**その他有価証券評価差額金**	**1,583**
繰延税金資産	463	**純資産合計**	**18,214**
差入保証金	47		
その他	189		
貸倒引当金	△150		
資産合計	**33,303**	**負債・純資産合計**	**33,303**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		28,747
売上原価		21,968
売上総利益		6,778
販売費及び一般管理費		4,941
営業利益		1,836
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	492	
その他の営業外収益	860	1,353
営業外費用		
支払利息	34	
その他の営業外費用	128	162
経常利益		3,028
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	43	
固定資産売却損	47	
減損損失	228	
固定資産解体費用引当金繰入額	415	
関係会社株式評価損	212	947
税引前当期純利益		2,081
法人税、住民税及び事業税	414	
法人税等調整額	△1,193	△778
当期純利益		2,859

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,103	1,600	1,854	3,454	3,243	3,243
会計方針の変更による累積的影響額					1,255	1,255
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,103	1,600	1,854	3,454	4,499	4,499
当期変動額						
剰余金の配当					△216	△216
当期純利益					2,859	2,859
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	―	2,642	2,642
当期末残高	6,103	1,600	1,854	3,454	7,141	7,141

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△66	12,735	895	895	13,630
会計方針の変更による累積的影響額		1,255			1,255
会計方針の変更を反映した当期首残高	△66	13,990	895	895	14,886
当期変動額					
剰余金の配当		△216			△216
当期純利益		2,859			2,859
自己株式の取得	△2	△2			△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			688	688	688
当期変動額合計	△2	2,640	688	688	3,328
当期末残高	△68	16,631	1,583	1,583	18,214

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

オリジン電気株式会社
　取締役会　御中

協立監査法人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　南部敏幸　㊞
業務執行社員　公認会計士　鈴木　宏　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、オリジン電気株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリジン電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

オリジン電気株式会社
　取締役会　御中

協立監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　南　部　敏　幸　㊞

業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、オリジン電気株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議（戦略会議、業績会議、部店長会議、品質会議、技術開発会議、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、事業計画説明会、各部門別原価会議等）に出席し取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（社長決裁稟議書）等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査（第２四半期・本決算実地棚卸監査）いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め、意見を表明（内部統制システム監査、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、代表取締役との情報交換会等）いたしました。更に、現行内部統制システムの定着度合い及び問題点の有無と業務執行状況を確認するため、各取締役に調査書（「内部統制システム自己評価記入シート」並びに「業務執行確認書」）の提出を求め調査いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換（関連子会社監査役連絡会、月次業況報告書等）を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証（監査計画概要書、本決算現物照合実査立会い、第２四半期・本決算実地棚卸監査立会い等）するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告（四半期レビュー実施説明書、期中工場会計監査講評等）を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明（監査法人打合せ会）を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

オリジン電気株式会社　監査役会

常勤社外監査役　津　吹　　茂　㊞

常勤社外監査役　光　内　俊　雄　㊞

常勤監査役　佐　藤　信　人　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして１株につき4.5円とさせていただきたいと存じます。

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき　　金4.5円
　　総額　　150,211,976円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月29日

第２号議案　定款の一部変更の件

１．提案の理由

（１）　役職員の安全および事業継続性の観点から、耐震性の高い建物へ移転することにより本店機能を維持するとともに業務スペースを集約することにより業務効率の向上を図るため、本店を移転することに伴い、現行定款第３条の本店の所在地を東京都豊島区から埼玉県さいたま市に変更するものであります。また、本変更に係る効力発生日に関する経過的な措置を定めた附則を設けるものであります。

（２）　取締役および監査役（以下「役員」といいます。）として、期待される役割を十分発揮できるようにし、また今後の適任者の招聘に資するため、会社法に基づき、定款に役員の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行なうものであります。
　　なお、定款第28条（取締役の責任免除）の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第３条　（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。	第３条　（本店の所在地） 当会社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。
（新設）	第28条　（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で同法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第28条～第35条（条文省略）	第29条～第36条（現行どおり）

現行定款	変更案
（新設）	第37条　（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で同法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第36条～第39条（条文省略）	第38条～第41条（現行どおり）
（新設）	附　則 第１条　　第３条の変更は、平成27年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。このうち、高田忠美氏は社外取締役候補者であります。

（※印は新任候補者）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	妹尾（せお）一宏（かずひろ） （昭和30年３月28日生）	昭和53年４月　当社入社 平成14年５月　当社機器事業部技術部長 平成15年６月　当社エレクトロニクス事業部部付（部長） 平成18年４月　当社管理本部総務部長 平成19年７月　当社管理本部副本部長(兼)総務部長 平成20年６月　当社取締役 平成21年４月　当社エレクトロニクス事業部長委嘱 平成22年５月　当社エコエコ推進室長委嘱 平成22年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長(兼)エコエコ推進室長委嘱 平成24年６月　当社代表取締役社長（現任）	38,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	篠原信一（しのはらしんいち） （昭和31年12月17日生）	昭和54年４月　当社入社 平成15年４月　当社研究開発本部研究開発室長 平成17年６月　当社研究開発本部長 平成19年６月　当社取締役（現任） 平成19年６月　当社研究開発本部長委嘱 平成21年６月　当社メカトロニクス事業部長委嘱 平成22年６月　当社執行役員メカトロニクス事業部長委嘱 平成24年１月　当社執行役員メカトロニクス事業部長（兼）システム営業部長（兼）品質統括室長委嘱 平成24年６月　当社上席執行役員メカトロニクス事業部長(兼)品質統括室担当委嘱 平成25年６月　当社上席執行役員研究開発本部長(兼）メカトロニクス事業部長委嘱 平成26年６月　当社常務執行役員研究開発本部長(兼）メカトロニクス事業部長委嘱(現任)	24,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	高木 克征（たかぎ かつゆき） （昭和31年７月18日生）	昭和54年４月　㈱富士銀行入行 平成15年４月　㈱みずほコーポレート銀行 札幌営業部長 平成17年４月　同行兜町証券営業部長 平成18年９月　当社入社 平成19年６月　当社取締役（現任） 平成19年６月　当社経営統括部長委嘱 平成20年６月　当社経営統括部長(兼)内部監査室長委嘱 平成21年４月　当社管理本部長委嘱 平成22年６月　当社執行役員管理本部長委嘱 平成23年７月　当社執行役員管理本部長（兼）間々田工場長（兼）情報システム部長委嘱 平成24年６月　当社上席執行役員管理本部長（兼）間々田工場長（兼）情報システム部長委嘱 平成25年１月　当社上席執行役員管理本部長（兼）間々田工場長委嘱 平成25年６月　当社上席執行役員管理本部長委嘱（現任）	22,000株
4	源島 康広（げんじま やすひろ） （昭和32年５月12日生）	昭和58年４月　当社入社 平成13年４月　当社塗料事業部技術部長 平成17年10月　当社塗料事業部技術部部付（部長） 平成21年５月　当社研究開発本部副本部長 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成21年６月　当社研究開発本部長委嘱 平成21年９月　当社研究開発本部長(兼)知的財産室長委嘱 平成22年４月　当社研究開発本部長委嘱 平成22年６月　当社執行役員研究開発本部長委嘱 平成25年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長委嘱 平成26年４月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長（兼）新規事業推進室長委嘱 平成26年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長委嘱（現任）	23,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	門脇（かどわき）　賢（まさる） （昭和29年７月23日生）	昭和54年４月　当社入社 平成17年４月　当社エレクトロニクス事業部第１営業部長 平成21年４月　当社エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）営業部長 平成22年４月　当社エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）ＡＰ開発室長 平成22年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（ＰＤ統括）（兼）ＡＰ開発室長 平成24年６月　当社取締役（現任） 平成24年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部長委嘱 平成25年６月　当社執行役員間々田工場長委嘱 平成25年７月　当社執行役員コンポーネント事業部長（兼）間々田工場長委嘱（現任） （重要な兼職の状況） 欧利晶精密机械（上海）有限公司董事長	14,000株
6	樋口（ひぐち）　淳一（じゅんいち） （昭和34年３月27日生）	昭和57年４月　当社入社 平成15年４月　当社塗料事業部営業部次長 平成18年４月　当社塗料事業部営業部部長（市場開拓担当） 平成19年８月　当社塗料事業部営業部長 平成21年７月　当社塗料事業部部長 平成24年６月　当社執行役員塗料事業部副事業部長（中国統括） 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成25年６月　当社執行役員塗料事業部長委嘱 平成25年７月　当社執行役員ケミトロニクス事業部長委嘱（現任） （重要な兼職の状況） 上海欧利生東邦塗料有限公司董事長 欧利生塗料（天津）有限公司董事長 欧利生東邦塗料（東莞）有限公司董事長	6,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	戸塚 晶一（とづか しょういち） （昭和29年８月30日生）	昭和53年４月　日本電信電話公社入社 平成16年４月　㈱ＮＴＴファシリティーズ中国支店長 平成20年７月　㈱ＮＴＴファシリティーズ営業本部ＮＴＴ営業統括部副部長 平成21年７月　当社入社 平成21年７月　当社エレクトロニクス事業部部長 平成22年４月　当社エレクトロニクス事業部営業部長 平成22年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（ＰＳ統括）（兼）営業部長 平成22年11月　当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（ＰＳ統括）（兼）営業部長（兼）大阪支店長 平成25年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）営業部長 平成26年６月　当社取締役（現任） 平成26年６月　当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長（兼）営業部長（兼）大阪支店担当委嘱（現任）	11,000株
8	山本 誠司（やまもと せいじ） （昭和29年６月19日生）	昭和52年４月　安田火災海上保険㈱入社 平成20年10月　損保ジャパン・アセットマネジメント㈱業務部長 平成23年１月　当社入社 平成23年１月　当社管理本部経理部長 平成25年１月　当社管理本部経理部長（兼）情報システム部長 平成25年６月　当社執行役員管理本部副本部長（兼）経理部長（兼）情報システム部長 平成26年６月　当社取締役（現任） 平成26年６月　当社執行役員グローバル戦略部長委嘱 平成26年７月　当社執行役員経営企画部長委嘱（現任）	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	※ 高田 忠美（たかだ ただよし） （昭和30年２月22日生）	昭和52年４月　安田生命保険(相)入社 昭和60年４月　同社和歌山支社和歌山中央営業所長 平成10年４月　同社札幌中央支社長 平成18年４月　明治安田生命保険(相)事務サービス企画部東京事務サービスセンター長 平成22年４月　㈱ＭＹＪ　取締役保全事務サービス部部長 平成25年２月　エムワイ総合企画㈱　管理本部部長（現職）	0株

（注）１．取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者である高田忠美氏は、生命保険会社における豊富な経験および識見を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の選任が承認された場合は、当社と同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
ただし、第２号議案定款の一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。
また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月26日開催の第113期定時株主総会において補欠監査役に選任された髙橋一郎氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
髙橋　一郎 （昭和29年2月5日生）	昭和57年４月　弁護士登録 昭和57年４月　馬場東作法律事務所入所 平成14年６月　高津法律事務所入所 平成22年12月　森田・髙橋法律事務所入所（現職）	0株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．髙橋一郎氏は、社外監査役の要件を満たしております。
３．髙橋一郎氏は、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、実務経験豊富であることから、監査役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。

第５号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役９名及び監査役３名に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額28,302,000円（取締役分24,298,000円、監査役分4,004,000円）を支給することといたしたいと存じます。

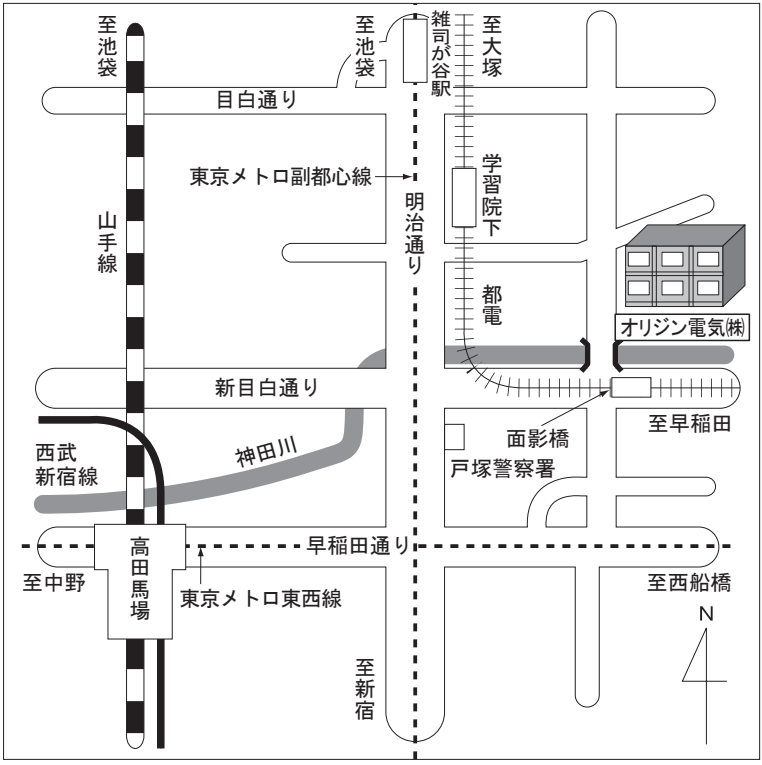
なお、各取締役及び監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第114期定時株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都豊島区高田１丁目18番１号
　　当本社会議室（TEL 03-3983-7121）
最寄り駅　Ｊ　Ｒ　山手線　高田馬場駅
　　東京メトロ　東西線　高田馬場駅
　　副都心線　雑司が谷駅
　　西　武　新宿線　高田馬場駅
　　都　電　荒川線　面影橋停留所



◎　株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
◎　当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。